



C O N T E N T S

被害者参加制度における弁護士の役割・内閣府検討会報告-----	02	ステートメント(声明・所感)-----	12~14
第7回シンポジウム被害者参加・損害賠償命令制度の成立を期して-----	04	幹事会、関東・関西・九州集会、弁護団会議報告-----	15~20
新しい法律ができました「危険運転致死傷罪」-----	08	会員の声・短信-----	21
「あすの会」活動報告-----	09	事件覚書(平成19年1月~9月)-----	23

第2回犯罪被害者週間・第8回「あすの会」大会を迎えて

全国犯罪被害者の会(あすの会) 代表幹事 岡村 勲

6月20日の刑事訴訟法一部改正を報告する号外を出してから、今日まで発行しませんでした。早いもので、今年も犯罪被害者週間が巡ってきました。この一年は、本当にめまぐるしい一年で、犯罪被害者の歴史において忘れられることのできない年となるでしょう。

昨年10月から始まった法制審議会での身を削るような議論の末、やっとできあがった法案に対して、日弁連は何回も反対意見を出すとともに、全国の弁護士会に対して同様の意見を出すよう勧誘し、政党へ反対のロビー活動を展開しました。しかし、法案に賛成する良識のある弁護士有志が、3日間で355人集まって法案賛成の声明を出してくれました。「あすの会」が、全国の弁護士にお願いして、与党・野党に対する法案成立の要請書の提出をお願いしましたところ、延べ2579通の要請書が集まりました。

その間、私は日弁連会長に対して法案についての公開討論会の申し入れをしましたが、「民間とは話をしない」という理由で拒否されました。日弁連は、民間の立場に立って官(国)を批判する在野精神を売り物にしてきたのに、何時の間に、民間を見捨てて官を相手にする団体になったのでしょうか。日弁連は「この法律ができれば、将来に禍根を残す」と言っています。それなら法案成立の先頭に立つ私と国民の見る公開の席上で徹底的に打ち負かして将来に禍根を残さないようにすべきではないでしょうか。なぜこの好機を逃がしたのか、不思議でなりません。

日弁連会長は、犯罪被害者の中にも法案反対者がいると言いましたが、それはせいぜい数人で、その理由も明確ではありません。また上記のとおり、弁護士の中に大勢の法案賛成者がいますが、これについては何も触れていません。

5月に法案審議が始まってから、日弁連のロビー活動に負けないう、私達も国会議員の先生方をお願いして

回りました。被害者の実態を知っている与党の先生方は、好意的でした。特に6月12日、上川先生とともに安倍総理にお目にかかり、「どんなことがあっても成立させます」と言ってくださったときほど嬉しかったことはありません。

私は、衆議院の法務委員会で参考人として意見を述べたほか、衆参両院の本会議、法務委員会には、会員とともにすべて出席しました。6月20日参議院本会議が開かれ、電光掲示板に「賛成205票、反対18票」と表示されたときは、涙でかすみ読むことができませんでした。最終的には民主党の先生方も法案に賛成されました。これも会員や支援の方々のお陰であり感謝に堪えません。これで多くの犯罪被害者が救われることでしょう。

被害回復制度については、内閣府の経済的支援の検討会で答申がまとまりました。「あすの会」の主張とは隔たりがあるとはいえ、現段階では最大限取りあげられております。

全国から寄せられた激励、会員の努力、特に顧問弁護団の皆さんに心から感謝申し上げます。

また、日弁連執行部の強い反対にもかかわらず、終始法案成立のためにご尽力をいただいた犯罪被害者支援委員会の弁護士の先生方にも御礼申し上げます。ありがとうございました。こうして法律が成立した以上、今後は、日弁連の積極的な被害者支援を期待しています。

最後になりましたが、当会の活動を熱心に応援していただき、第7回シンポジウムの際にも法案成立に向けての決意表明をしてくださった上川陽子衆議院議員が、この度、国務大臣に就任されました。熱い思いで被害者問題に取り組んでくださった上川先生が国務大臣になられたことはたいへん嬉しく、今後のご活躍を心からお祈り申し上げます。

今年は、「あすの会」設立第8回大会です。有意義な大会にしましょう。

被害者参加制度における弁護士の役割

弁護士 高橋正人

本年6月20日、「あすの会」念願の被害者参加制度が国会で成立した。この制度でとくに際だつ点は、被害者が検察官と十分な打ち合わせを行い、密にコミュニケーションをとることが前提となっている点だ。しかし、被害者は法律の専門家ではないから、検察官と打ち合わせをするとしても、円滑に意思疎通を図ることができるとは限らない。幸い、このたびの制度設計にあたっては、経済的に恵まれない人には国の費用で弁護士を雇い、また弁護士の紹介も「法テラス」で一括して行うというシステムができることが、ほぼ既定路線となっているようだ。では、その弁護士にはどのような資質が求められるだろうか。

この制度の中身を熟知していることは言うまでもない。しかし、そういった技術的なことよりも、より重要なことは、被害者の目線で事件を見ることができる資質だ。こういった視座で捉えることができる弁護士は、残念ながら少数に留まっているのが現状だ。刑事事件では、「加害者の人権」だけが「人権」であると勘違いしている弁護士が多く、加害者の更生という観点から被害者問題を捉えてしまう人が少なからずおられる。被害者が本当に求めていること、例えば「加害者にきちんと刑罰に服し罪を償って欲しい」「殺された人の名誉を守りたい」「本当は何が起こったのか知りたい」という要望を軽視し、「加害者にも将来があるのだからあなたもそれくらいのことは我慢なさい」「殺された人にも落ち度があった」などと諭し、結果、被害者が望みもしない捜査段階での示談や公訴提起後の刑事和解を押しつけがましく被害者に勧めてしまう弁護士も多い。言語道断である。

弁護士はまず、今まで司法試験で学んできた価

値観（刑事事件を被告人対国家という図式だけで捉える考え方）を頭の中から一掃し、被害者もまた当事者なのであるという観点に立って、被害者の言い分に素直に耳を傾けることから始めるべきだ。例えば、法定刑に死刑が含まれる犯罪であるなら、1人殺された事案であっても、もし被害者が極刑を望むのなら、その要望はできるだけ反映させるよう法律の専門家として最大限の努力を払うのが被害者側弁護士の役割だ。犯罪の成否とは直接に関係のない、被害者が事件でどれだけ精神的・経済的な苦しみを受けたか、犯行の動機は何なのか、加害者の今後の被害弁償の在り方などについても、被害者の要望を十分に取り入れて検察官に取り次ぐべきだ。刑の相場はこうだから無理だと頭ごなしに否定したり、それは事件とは直接は関係がないから言っても無駄だとか、どうせ加害者からは一銭も取れないからやっても意味がない、などと切り捨ててしまうような弁護士は被害者支援をしない方がよい。2次被害を与えるだけだからだ。

先日、大分で日弁連犯罪被害者支援委員会の全国大会があった。そこに加害者の刑事弁護を中心にやっておられる弁護士がおり、大会終了後の懇親会で個人的にお話しを伺う機会があった。その弁護士は、(自分も被害者支援をやっていると前置きをした上で)「被害者参加制度ができれば、参加してきた被害者と刑事和解をどんどんやっけて事件をできるだけ早く終わらせ、加害者を1日も早く社会復帰させ更生させるためにこの制度を大いに利用したらよい」と言っておられた。何か間違っている、勘違いしている、心の中でそう叫んでしまった。この制度は、被害者のための制度なのである。

「民間団体への援助に関する検討会」報告

林 良平

「犯罪被害者等基本計画」の「犯罪被害者等の援助を行う民間団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があること」を前提に検討が行われ、「最終とりまとめ(案)」が作成されました。

援助されるべき民間団体を5つのグループに分類し、援助されるべき事務(活動の中身)の範囲、援助の経路や財源等の総合的なあり方、国と地方自治体の役割分担が話し合われ最終案となったわ

けです。「あすの会」としては、支援を受ける被害者の立場から、支援のあり方が一元的なものにならないよう求めました。また、基本法がいう「地方自治体の責務」としての取り組みも、今後の支援や援助のあり方も含め、重要な役割を担うことになると思います。

議事要旨等は内閣府のホームページでご覧になれますので詳細は以下のアドレスをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/suisin/kentokai/kentokai3/kaigi3-11.html>

「支援のための連携に関する検討会」報告

本村 洋

平成18年7月から始まりました「支援のための連携に関する検討会」は、本年8月27日の第10回検討会をもちまして最終取りまとめ（案）の作成を完了し、終了致しました。ここでは最終取りまとめ（案）の概要を紹介致します。

この検討会での最大の課題は「どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供を受け、かつ途切れない支援を受けることができるようにする」ということでした。

日本には各自治体が管轄する福祉施設、民間支援団体、病院や警察、弁護士会など犯罪被害者を支援できる機関は多数存在しますが、各機関の連携が弱く、各機関で被害者に支援できることが、被害者にも、そして被害者支援に携わる方々にも明確になっていませんでした。そのため被害者は支援を求めてもたらい回しにされ、支援を求めために何度も被害状況の説明をしなければなりません。

この現状を改善するため、都道府県や市町村レベルの各自治体に「犯罪被害者ハンドブック」を備えることとしました。このハンドブックには、①被害

者支援に携わる者の心構え、②被害者へ提供すべき情報、③各関係機関・団体が提供する支援内容などを明記し、被害者支援のガイド的な役割を担い、全国の被害者支援内容の向上および均質化を図ります。

また支援を求めるとき、被害状況の重複説明による負荷を可能な限り軽減するため「犯罪被害申告票（仮）」を作成することと致しました。この申告票は、罪名や被害状況、求める支援内容など主な項目が列記された用紙で、被害者はその項目にチェックし、相談窓口に提出すれば、おおよその被害状況が把握でき適切な支援機関を紹介してもらえるというものです。紹介された後、その支援機関で被害者は落ち着いて詳細な被害状況などを相談できるような体制を目指します。

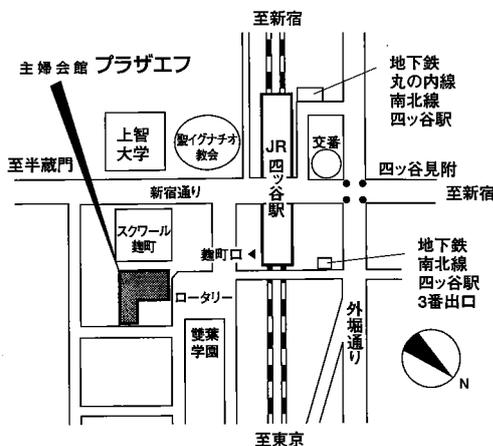
本検討会は一旦終了致しましたが、限られた機関の検討であり、議論が尽くせていない部分が多くあります。各機関にわたる被害者支援の連携体制確立はすぐに構築できるものではありませんが、一歩ずつ確実に前進するように見守って行きたいと思えます。

【第2回犯罪被害者週間】 第8回全国犯罪被害者の会大会「新しい刑事司法と少年法を考える」

昨年、犯罪被害者等が置かれている状況などについて、国民の理解を深める目的で「犯罪被害者週間」が制定されました。全国犯罪被害者の会では、第2回犯罪被害者週間（平成19年11月25日～12月1日）にあわせて、第8回全国犯罪被害者の会大会を開催いたします。

プログラム

日時：2007年11月25日（日）12時30分（受付開始）
会場：主婦会館 プラザエフ7F
JR中央線四ツ谷駅 麹町口前一徒歩1分
地下鉄南北線・丸の内線 四ツ谷駅一徒歩3分



- | | | |
|-------|---|----------------------------------|
| 12:30 | 受付開始 | |
| 13:00 | 開会の辞
祝辞 | 岡村 勲 代表幹事
高橋 宏 首都大学東京
理事長 |
| | 特別講演
「犯罪被害者と検察」 | 但木敬一 検事 総長 |
| | 犯罪被害者のための新しい制度について | |
| | 被害者参加・損害賠償命令 | 高橋正人 顧問弁護士 |
| | 記録閲覧・写真・情報保護 | 京野哲也 顧問弁護士 |
| | 被害回復 | 白井孝一 顧問弁護士 |
| 15:00 | 休憩 | |
| 15:10 | 少年事件について
被害者による体験報告 | 土師 守 / 松尾剛史 / 古山君子
守屋典子 顧問弁護士 |
| | 少年犯罪被害者の求めるもの | |
| | 決議
会則改正
役員選任
運動方針 | 岡村 勲 代表幹事 |
| 16:45 | 閉会 | |
| 17:00 | 懇親会（同会館8階にて）
（懇親会は一般の方もぜひご参加ください。会費3,000円） | |

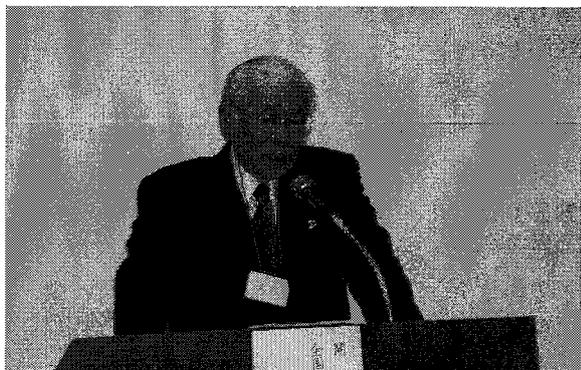
第7回シンポジウム 被害者参加・損害賠償命令制度の成立を期して 2007年(平成19年)4月21日/ドイツ文化会館OAGホール(東京・赤坂)

去る4月21日、全国犯罪被害者の会 第7回シンポジウムが開かれました。

当会が設立当初より念願としておりました刑事裁判への「被害者参加」と「損害賠償命令制度」に関する法案が国会に上程されたことを受け、今回はさまざまな角度からこの法案を取り上げ、中身の濃いシンポジウムとなりました。

紙面の都合上、すべてをご紹介することはできませんが、その概要をご紹介します。

【開会の辞 岡村 勲 代表幹事】



私どもが7年間一生懸命にがんばってきました被害者参加制度、損害賠償命令制度がいよいよ現在、国会に上程されるようになりました。2000年にあの熱気あふれる総会を開いてから外国調査を2回行い、署名活動を行い、2004年には犯罪被害者等基本法ができ、翌年には基本計画ができ、そして今年になって法制審議会で法案が3月13日の上程となったわけです。私どもが当初考えた法案要綱よりはずっと後退したものになってしまいましたが、よくここまでたどり着いたなあと思います。と同時に一生懸命がんばってくださった各方面の方々に心からお礼を申し上げる次第でございます。

【被害者参加・損害賠償制度とは 守屋典子 弁護士】

被害者参加制度では、バーの中に入って検察官の近くに座る在廷権が認められることになりました。検察官に意見を言ったり説明を受けられるということも明記されています。また内容は限定されていますが証人尋問ができます。それから被告人に質問ができます。このほか最終意見陳述で犯罪事実や証拠の評価、量刑についても意見を

述べられることとなります。

次に損害賠償命令ですが、今までは民事の損害賠償請求をしようという場合、別に民事の裁判所に訴訟を提起しなければなりません。そのような大変な作業を伴わず申し立てができるようになりました。

【弁護士有志による模擬裁判劇

「私にも言わせてください」

シンポジウムでは、新たな制度の導入で今後、裁判がどう変わるのかを紹介する模擬裁判劇が弁護士有志の皆さんによって行われました。

【あらすじ】

所有する土地の境界線を巡り理不尽な動機で隣人・中村に夫を殺された妻・晶子は弁護士と相談をし、「被害者参加制度」「損害賠償命令制度」を利用して法廷で被告人と向き合うことを決意する。

裁判所から被害者参加が認められた晶子は法廷のバーの中に入り、被告人側証人である被告人の妻・陽子に尋問を行う。尋問によって被害賠償に対する妻の曖昧な姿勢が明らかにされる。そしていよいよ被告人に対する質問が行われることに。被告人・中村は反省の言葉を口にはするが、事件の動機となった土地の境界線の問題について自己を正当化しようとする。参加人の代理人である弁護士が尋問を行い、事件前の被告人の発言や事件後の行動から、被害者に対する被告人の不誠実な態度が浮かび上がる。

後日、論告求刑で、検察官は無期懲役を求刑する。参加人・晶子は、遺族として死刑を望むと意見陳述する。

判決の日。裁判長より被告人に無期懲役が言い



渡される。引き続き損害賠償命令申立事件について審理が始まる。申立人と相手方がそれぞれ損害額について主張し審理が終結。休廷後、被告人に損害賠償命令が下される。

刑事裁判では望んだ判決は得られなかったが、法廷で尋問することができ、判決理由で意見が取り入れられたことに晶子は納得するのだった。

【基調講演「世界の流れと刑事訴訟法等の改正」

諸澤英道 教授

今、私たちがやっていることは被害者のための正義を実現しようということなのです。これは司法のあり方、従来の発想を大きく変えることなのです。

1980年以降、国連の議論で被害者のさまざまな権利を法律に明記すべきだということになり、85年に国連で「被害者宣言」ができました。刑事裁判への被害者の参加についてもさまざまな議論がありましたが、各国ともこの参加制度を取り入れるべきだということを決議したわけです。現時点で国連の資料を見ると24カ国以上は参加制度を運用していると書かれています。

日本でも2000年から一連の流れが始まりました。損害賠償請求に関して刑事手続きの成果を利用する、公判記録の閲覧謄写を広げる、被害者に関する情報を保護する、刑事裁判に直接関与するなどです。こういうことが昨年、法制審に諮問されたということですね。

遺族も93.5%の方が立ち直りのために「裁判に取り組む」ことが大事だと言っている。これに対して被害者参加についてはさまざまな反対意見があります。そしてもうひとつの課題は損害賠償命令です。加害者から遺族への賠償がほとんどなされていません。では損害賠償命令制度は有効なのか。命令に効力を持たせるためにはさまざまな議論があります。

以上、お示したように、今回の制度に関して考えていくべきことはたくさんあります。

【パネルディスカッション

「被害者参加・損害賠償命令をめぐる」

パネラー：東京大学大学院法学政治学研究所 川出敏裕教授
／第一東京弁護士会犯罪被害者保護に関する委員会委員長
大澤孝征弁護士／第二東京弁護士会犯罪被害者支援センター
運営委員会委員長 番敦子弁護士／全国犯罪被害者の会代表幹事 岡村 勲

コーディネーター：常磐大学理事長 諸澤英道教授

被害者参加・損害賠償命令制度の基本的なポイント

川出敏裕 教授

今回の法案により被害者が「被害者参加人」という一定の地位で刑事裁判に参加することは非常に大きな意味があります。ただし、あくまで検察官が犯罪事実の主張立証を行うという大前提に立っており、検察官の活動の中で被害者とコミュニケーションをとって、その意向も取り入れていくという構造になっています。今までの二当事者の対立構造は変わっていないと言えば、その通りだろうと思います。その上で検察官の権限行使について被害者が意見を言うことができ、かつ説明を受けられるというのは大きな意味を持っています。被害者が独立して検察官とやるよりは実効性という点で望ましい面もあると私は考えています。ですから基本構造を変えないという前提の下で、実質必要なことはこの法案で十分取り入れられていると思います。

被害者参加制度に対する反対意見を巡って

(1)「被害者が感情的になって法廷が混乱する」のか？

大澤弁護士 1972年に検察官になりましたが、当時、法廷が混乱するのは常に被告人と弁護人が荒れたことが原因でした。最近の事例でも暴言を吐いたり、法廷で寝転ぶなどの対応をとるのは実際には被告弁護側です。私が経験した中で被害者が法廷を混乱させたという事例は皆無だと思います

番弁護士 被害者が混乱して、例えば傍聴席でわめいて騒いでというような経験は私もまったくありません。被害者は事実を知りたいので、傍聴席で一言一句聞き漏らすまいとして涙をこらえて聞いています。法廷内に入ると、さらに一生懸命きちっと知らなければいけないという意識で裁判に参加されると思います。

会場から 被害者あるいは遺族の感情について、なぜ否定的な見方しかしないのでしょうか。感情というものをもう少し積極的に評価してもいいのではないか。それを刑事訴訟の中である程度、表現することは遺族や被害者にとっても大切なことではないかと私は感じています。

岡村代表幹事 私は身代わりに妻を殺害されたわけですから、大変な悔しさと復讐心を持ちました。法廷で私が証人になったとき、家内がやられたのと同じようにサバイバルナイフでこの男を私に死刑にさせてくださいと述べました。しかし、法廷へ行ったときに罵声を被告人に浴びせたり、裁判所の制止を聞かないで何かしたかということは一

ったくありません。素直な気持ちは持ちながら、法廷においてはルールをきちっと守ってやるのが法律制度ではないかと私は思っております。

諸澤教授 腕力で報復するのは許されないけれども、法律に則って敵討ちをすることが何で問題なのかと素朴に感じます。長年にわたって人前で誰も「極刑を!」と言わなかった。本村さんがはじめてメディアの前で「極刑を!」と言い人々に共感を与えた。最近では記者会見とか法廷外で率直な気持ちをおっしゃる方がたくさんいて、それはいいことだと思うんです。

会場から 私の息子は一昨年、精神障害者に通り魔殺人されました。刑事裁判では意見陳述でかなりしっかりとしゃべらせてもらいましたが、裁判長を見てどのような裁定を下すだろうかということを考え、相手に相当な罪を受けてもらうために自分に冷静であれと言った上で参加する。法廷で加害者を罵倒すればするほど罪が軽くなるのではということをおそれます。

(2)「法廷内に入ることによって被害者が傷つく」のか?

岡村代表幹事 被害者が傷つくとよく言われますが、私はその意味がわかりません。傍聴席で嘘八百言われて傷つく。どうせ嘘を言われるのならバーの中に入って、しっかりこちらの目を見て嘘をついてもらいたい。そうすれば嘘は半分くらいになるんじゃないかと私は思っています。そして被告人が敵視して被害者を怯えさせると言う人がいます。加害者を怒らせてはいけないと言うなら告訴・告発をはじめからしっちゃいけない。これも理屈にならないんですよ。

番弁護士 その話はふたつのことが混乱して出てきていると思います。反対の方は裁判が負担であると言う。これは当然です。その事件と向き合い犯行が生々しく語られるのを聞かなければならない。しかし、それに関わらなければ一步も進めない。



それから2次被害についても言われますが、この問題は逆に証人などで出廷したときのほうが大きいのではないかと考えています。つまり証人で出廷すると心無い弁護士の反対尋問を受けるとか、そういうようなことがよくあるわけですね。

(3)「任意による参加制度が被害者を苦しめる」のか?

諸澤教授 被害者が参加できるようになった。でも任意だからといって参加しないと被害者感情が弱いなどとまわりから言われて、参加を望まない被害者にとっては逆にづらい制度だと指摘する人がいます。

岡村代表幹事 これは参加させたくないから考え出した理屈ではないかと思えます。不起訴になって検察審査会にかけなかったら亡くなった人に対して冷たいという批判を誰かしますか。傍聴だってそうです。つらさに耐えられなかったり、休みがとれなくて傍聴しない人もいます。それを「あの人は被害者感情がない」と言って批判する人がいるのでしょうか。

番弁護士 この参加制度は、被害者と同じように弁護士に行ってもらってすべてOKなわけですよ。また援助制度がありますので資力に乏しい方でも弁護士にアクセスは可能です。そういうことを考えますと、現行制度以上にそれをやらない、参加しない被害者が何か言われるということも解消できます。

参加制度を支える弁護士・検察官を巡って

会場から 検察官がどのくらい被害者の方を理解して協力してくれるのかという不安があります。そういうときのためにも被害者に精通し、検察官との仲介役もしくは保護者としての国選弁護人の制度をぜひ作ってほしいと思います。

大澤弁護士 最近は若い検事になってきておりまして、犯罪被害者基本法を知って法廷に立つ検察官が多くなり、だんだん理解が進んでいくだろうという気がします。また弁護人も若い先生を中心に志を立てて、犯罪被害者の代理人に志望してくれる人が増えることが期待できると思います。国選あるいは公費による被害者に対する代理人制度の実現は、こういう運動を始めた当初から考えています。裁かれている人間に国費によるプロがついて、被害者は自分で代理人を選んだり雇わなければならないというのはフェアではありません。

番弁護士 今、支援活動は犯罪発生直後から、いつどんな段階でもアクセスしていただければ支援をするというかたちで全国の犯罪被害者支援・援

助に精通している精通弁護士が行っております。現在、全国で千人以上が登録しています。基本計画で「公費による弁護士選任制度」と言っているのは、いつからいつまでと決まっていな何でもやりますよという支援活動なんですね。それから「公的弁護人」というのがもうひとつ基本計画に書いてあります。これは今回、新たに決まるであろう法案として出されている法廷内での活動に対する弁護人のことを言います。公費による弁護士選任制度は犯罪発生直後から必要だと強く思っていますが、今度、法律としてできるのであれば、この被害者参加制度は何をするかも始期・終期もはっきりしていますので、これはぜひ国選というかたちでもらいたいし、可能性としては非常にあると思っています。

損害賠償命令制度を巡って

番弁護士 裁判劇の中での損害賠償命令制度では、簡易迅速に解決するということが判決言い渡しをした直後に次に第1回をしてしまうということになっています。ですから難しい案件や後遺障害が固定していない事例では難しいのではないかと思います。ただ非常にメリットがあるのは刑事記録を全部使えることです。現在は、有償で公判記録閲覧謄写制度でとっていますがそういうことがいらず、便宜を図ってくれることになっています。

川出教授 この制度は簡易迅速に処理するということですので、長引くような事件は、通常の民事裁判でやらざるを得ないところがあります。ただ、はじめからこの制度を使わないほうがいい事件があるかと言われれば、そうではないのではないのでしょうか。

番弁護士 私が担当したケースで、この制度があったらよかったと思う事件があります。刑事裁判で被告人は本当に申し訳ないというようなことを言っていたけれども、被害者はまだ示談金を受け取らず供託になっていました。裁判官は最後の説諭で「あなたはまだ賠償していないんだから、ちゃんとやるんですよ」ということをかなり強く言って執行猶予になりました。しかし民事になったら弁解がずいぶん違ってきました。刑事が終わってすぐ民事となったら、被告人側ももう少し真摯に向かい合ってくれるのではと思います。

【法案成立に向けての決意

上川陽子 衆議院議員】

皆さんの本当に真剣・真摯な議論に接しまして、



私もこの法案にかける皆さんの思いに新たに触れることができました。そして決意を新たに法律の制定に向けて全力で努力することを、今日この場でお誓いします。

この制度については時間と議論をしっかりと積み重ねて、ひとつずつ制度を充実させていくプロセスが大事であると思っています。「あすの会」の皆さんや被害者の支援に関わる弁護士会の皆さんのご要望等のすべてが受け入れられるということではございませんでした。しかし、非常に長い年月をかけて作られた日本の刑事司法の訴訟の中に、犯罪被害に遭われた皆さんがひとつの権利として参加することができるという大きな一歩を踏み出すことができるものであると私は確信をしております。これからさらに皆様と一緒に被害者への支援を充実すべく努力を重ねていきたいと思っています。

仲間とともにがんばります。よろしくお願い申し上げます。

【緊急決議 岡村 勲 代表幹事】

決議案。今国会に上程中の「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」案は、犯罪被害者等基本法に基づく重要な法案であるところ、特に、被害者参加制度、損害賠償命令制度は、犯罪被害者等の尊厳、被害回復に不可欠かつ必要最小限の制度であるから、早期の法案成立を強く求める。2007年4月21日。全国犯罪被害者の会「あすの会」。

こういう決議案を上程いたします。賛成の方は拍手をお願いします。(拍手)

ありがとうございました。満場一致で決議案は採択されましたので、私たちはこの決議案を元に気持ちを新たに各方面に対する活動、働き掛けをしていきたいと思っています。

新しい法律ができました

「危険運転致死傷罪」 弁護士 石山貴明

刑法より

(危険運転致死傷)

第二百八条之二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。

危険運転致死傷罪等の創設を内容とする刑法改正がなされ、平成13年12月25日から施行されています。これは、飲酒運転やひどいスピード違反運転などにより基本的な交通ルール守らず、悪質かつ重大な交通事故で死傷する事件が跡を絶たないことによる世論の関心が高まって、法改正が行われたものです。

危険運転致死傷罪には4つの類型が法律で定められています。①お酒や薬物の影響で正常な運転が困難な状態での運転行為、②コントロールができない高速度で、またはコントロールする技能を持たずに運転をした行為、③人や車の交通を妨害する目的で、人や車の直前に割り込んだり接近したりする行為、④赤信号を無視し、重大な交通の危険を生じさせる速度で運転する行為、です。

今回は、お酒などの影響がある場合の①の行為(アルコール影響型)について、裁判で有罪を認定する場合の問題点を説明します。

アルコール影響型では、事故の時点で「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」であったことが裁判で認められなければ危険運転致死傷罪として罰することができません。これを認定するかどうかは、飲んだお酒の量、お酒を飲んだ後の状況、運転の仕方、事故の様子、事故後の犯人の飲酒検知の結果等で決められます。中でも事故後の犯人の飲酒検知の結果は、事故の時点で犯人がどれくらいお酒を飲んでいたかを知る大事な情報です。

しかしご存じのように、体中のアルコール濃度は時間の経過に従い下がっていき、やがて無くなってしまいます。そのため事故から長い時間が経ち、犯人の体のアルコール濃度が低くなったときには、この情報を得ることができません。ニュースなどでも、事故を起こした犯人が自分の体中のアルコール濃度を下げるため、事故直後に逃亡し、時間が経ってから警察に出頭する場合のあることが指摘されています。

また、ひき逃げの事件や事故を起こした犯人が更にお酒を飲んで、事故の時点の自分の体のアルコール濃度をわからなくしてしまうケースがあり、この場合には「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」であったと認めることが難しくなる恐れがあります。

ただし、飲酒検知の結果だけが犯人について危険運転致死傷罪を認めることができるただひとつの証拠ではありませんので、捜査機関はそれ以外の、飲んだお酒の量、お酒を飲んだ後の状況、運転の仕方、事故の様子などの証拠を緻密に集めて、犯人をきちんと危険運転致死傷罪で処罰できるように証拠を集める必要があります。

危険運転致死傷罪の刑は、人を負傷させた場合は15年以下の懲役刑、人を死亡させた場合は1年以上の懲役刑と定められ、業務上過失死傷罪とは違い罰金刑はありません。危険運転致死傷罪は、4輪自動車のみならず原動機付自転車、自動二輪の運転行為にも適用されます。

活動報告 2007年1月～9月

1月

- 11日 岡村代表幹事が第7回法制審議会刑事法(犯罪被害者関係)部会に出席した。京野・高橋弁護士が同席した。附帯私訴、公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大、犯罪被害者等に関する情報の保護、訴訟参加の4つの答申案の最後の整理が行われた。
- 13日 本村幹事が北九州医療刑務所主催の犯罪被害者に関するフォーラムにて「犯罪被害者の現状と必要な支援」と題して講演した。
- 18日 内閣府犯罪被害者等施策推進室による犯罪被害者団体からの意見聴取会に松村・内村幹事が出席し、「犯罪被害者等基本計画」の平成18年度の諸施策進捗状況について「あすの会」の意見を述べた。
- 20日 本村幹事が(社)いばらき被害者支援センター主催の犯罪被害者の人権を考える講演会で「犯罪被害者の現状と必要な支援」と題して講演した。
- 22日 岡村代表幹事が自由民主党「司法制度調査会」「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に出席。白井・京野・後藤弁護士が同席した。
- 24日 白井弁護士が第11回経済的支援に関する検討会に出席。高橋・池田弁護士が同席した。白井弁護士は「あすの会」の犯罪被害者等補償制度(案)要綱や想定予算額などを具体的に説明した。
- 29日 法制審議会刑事法(犯罪被害者部会)部会にて訴訟参加制度、附帯私訴制度要綱が発表されるにあたり司法記者クラブにて記者会見をした。岡村代表幹事、宮園・松村幹事、京野・守屋・高橋弁護士が出席した。
- 30日 岡村代表幹事が第8回法制審議会刑事法(犯罪被害者関係)部会に出席。京野・高橋弁護士が同席した。附帯私訴、公判記録の閲覧および謄写の範囲の拡大、犯罪被害者等に関する情報の保護、被害者参加の4つについて答申の内容が採決された。訴訟参加が被害者参加と言われるようになった。

2月

- 9日 林幹事が第8回民間団体への援助に関する検討会に構成員として出席した。
- 14日 内閣府と補償問題について座長私案と「あすの会」案とのつき合わせをした。内閣府からは高津参事官と石田参事官補佐が、「あすの会」からは岡村代表幹事、白井・後藤・高橋弁護士が参加した。高津参事官が双方の問題点をまとめることになった。
- 同日 朝日新聞社の古西論説委員、市川記者と被害者参加、附帯私訴について意見交換をした。岡村代表幹事は、両制度は裁判の公正を損なわないし、加害者の防御権に支障を来すものではないことをドイツ、フランスでの
- 実地調査に基づき説明をした。宮園・松村幹事、高橋弁護士が参加した。
- 15日 岡村代表幹事と宮園幹事は前法務大臣であった杉浦正健議員を議員会館に訪問した。法制審議会に諮問された被害者参加制度と附帯私訴制度について答申がなされたことを報告し、今日までのご協力に感謝の意を表した。守屋・高橋・米田弁護士が同行した。
- 19日 第12回経済的支援に関する検討会に白井弁護士が構成員として出席した。岡村代表幹事と高橋弁護士が随行した。犯給法では若い人ほど支給額が低く設定されているが、これは不都合であること、犯罪被害による医療費を無料化することなどを主張した。また、年金方式や仮払いなどの制度についても検討するよう求めた。
- 20日 長勢法務大臣を法務省に訪問した。岡村代表幹事は、法制審議会刑事法部会において被害者参加や附帯私訴の導入などが定められた要綱が決定されたことを受け、被害者の権利確立にご理解、ご尽力いただいた長勢法務大臣に感謝の意を表明した。松村幹事、鈴木・近藤会員、高橋・米田弁護士が同行した。
- 同日 岡村代表幹事は毎日新聞社の三木論説委員、森本記者と被害者参加、附帯私訴について意見交換をした。
- 21日 保岡興春・元法務大臣と面談した。法制審議会において被害者参加、附帯私訴制度の導入などを定めた要綱が決定されたことを受け、岡村代表幹事はこれまでの保岡代議士のご理解・ご尽力に感謝の意を表明した。松村幹事、守屋・米田弁護士が同行した。保岡議員は、被害者問題は国の大きなデザインの中で総合的体系的に省庁横断的に取り上げ、政治主導で推進してはじめて実現が可能な問題であると述べられた。また現在、経済的支援に関する検討会で議論されている補償制度に関し、日本の犯給法の支給額とヨーロッパ諸国の補償制度の国民1人あたりの負担額に著しい格差が生じている背景をいろいろな角度から調査し、施策の充実強化につなげなければならないと述べられた。面談後、秘書のご厚意で国会内を見学した。
- 23日 岡村代表幹事と米田弁護士が、産経新聞、読売新聞社論説委員と被害者参加、附帯私訴について意見交換を行った。ドイツやフランスにおける実地調査に基づいて、両制度が裁判の公正を損なったり加害者の防御権に支障を来したりするものではないことなどを説明した。
- 24日 練馬公民館区民大学「犯罪被害者の人権を考える～これでいいのか? 犯罪被害者の権利～」と題して松村幹事が講演した。

3月

- 2日 鈴木八恵子会員が豊ヶ岡学園にて被害者の視点から講演した。
- 3日 練馬公民館区民大学「犯罪被害者の人権を考える～これでいいのか? 犯罪被害者の権利～」と題して高橋弁護士が講演した。
- 同日 鹿児島弁護士会・九州弁護士連合会にて関西会員が人形劇を公演した。
- 6日 岡村代表幹事が自由民主党「司法制度調査会」「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に出席した。京野・後藤・高橋弁護士が同席した。同日、自民党法務部会で法案は了承された。
- 同日 大阪医療刑務所の職員研修の一環として「犯罪被害者の権利とその回復について」と題して林幹事が講演した。
- 7日 岡村代表幹事が民主党法務部門会議に出席した。今国会で審議が予定されている「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」についてヒアリングを受けた。後藤・高橋弁護士が同席した。岡村代表幹事はこの法案で満足しているのか、二当事者対立構造などと言わず、三当事者対立構造でも良いのではないかという趣旨の発言が議員からあった。
- 同日 岡村代表幹事、後藤・高橋弁護士が国会議員に対し要請活動をした。高村正彦・神崎武法・江田五月議員の3名の国会議員と面談した。今回の法案は決して画期的なものではないこと、従来の二当事者対立構造を越えるものではないこと、質問権にしてみてもかなり要件が厳しく、法廷が混乱するとの懸念はないことをそれぞれの議員の方に説明した。
- 8日 司法記者クラブにて社会部記者向けに法案提出へ向けての事前解説（記者会見）を行った。岡村代表幹事、宮園・松村幹事、高橋・米田弁護士が出席した。17名の記者が参加し、活発に質疑応答がされた。
- 9日 岡村代表幹事が上川陽子議員、谷垣禎一議員を議員会館に訪問した。高橋・米田弁護士が同席した。（9日 自民党の総務会で、犯罪被害者の権利利益の保護を図るための法律が承認された）
- 12日 第9回民間団体への援助に関する検討会に林幹事が構成員として出席した。
- 同日 日本プレスセンターにて論説委員向けに法案提出へ向けての事前解説をした。9名の論説委員にご参加いただき活発に意見が交換された。「あすの会」からは岡村代表幹事、宮園・松村幹事、後藤・高橋・米田弁護士が出席した。
- 19日 第13回経済的支援に関する検討会に白井弁護士が構成委員として出席した。岡村代表幹事、高橋弁護士が随行した。
- 23日 日弁連被害者支援委員会に岡村代表幹事が出席した。

50地方弁護士会役員が参加予定のため犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の成立に向けた署名のお願いをした。Q&Aを配布した。

- 26日 第9回支援のための連携に関する検討会に本村幹事が構成員として出席した。
- 26日 岡本真寿美会員が熊本地方検察庁にて講演した。
- 28日 松村幹事が「第5回犯罪被害者等に関する国民意識調査企画分析会議」に出席した。
- 29日 犯罪被害者等の権利を守る弁護士有志一同が、被害者参加制度と損害賠償命令制度が盛り込まれた刑事訴訟法の改正案について賛成するとの声明文を発表した（P12参照）。

4月

- 10日 第14回経済的支援に関する検討会に白井弁護士が構成員として出席した。
- 12日 第7回シンポジウムについて記者発表した（地裁にて）。岡村代表幹事、宮園・松村幹事、高橋弁護士が出席した。
- 13日 東京都犯罪被害者等支援推進会議において、岡村代表幹事が犯罪被害者の置かれている状況、犯罪被害者に対する国の動向、地方公共団体に求めることについて講演した。
- 17日 刑事訴訟法等の一部を改正する法律の制定に向けて、民主党・ネクスト法務大臣への要請の依頼書を全国の弁護士に発送した。
- 18日 第10回民間団体への援助に関する検討会に林幹事が構成員として出席した。
- 21日 全国犯罪被害者の会（あすの会）第7回シンポジウムをOAGホール（ドイツ文化会館内）にて開催した。
- 23日 岡村代表幹事は、刑事訴訟法等を改正する法律案に反対する平山日本弁護士連合会会長に対し、一対一の公開討論の申し入れをした。同時に日本弁護士会役員および全国の弁護士会会長に対し公開討論が実現するように協力を依頼した。
- 25日 第15回経済的支援に関する検討会に白井弁護士が構成員として出席した。
- 27日 平山日本弁護士連合会会長から当会が申し入れた公開討論に拒否の回答があった。当会は公開討論の必要性を論じ真摯に申し入れたにもかかわらず、公開討論に応じない理由にはいっさい触れられていなかった。

5月

- 1日 京野・中村・米田弁護士が番・大澤孝征弁護士とともに日弁連理事会を傍聴した。
- 7日 國松孝次座長と懇談した。
- 8日 岡村代表幹事は上川陽子議員と面談した。京野・後藤・高橋弁護士が同席した。

- 15日 自由民主党「司法制度調査会」「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に岡村代表幹事が出席した。後藤・高橋弁護士が随行した。
- 16日 刑事訴訟法等の一部を改正する法律の制定に向けて、自民党・公明党へ要請の依頼書を全国の弁護士に発送した。
- 同日 第16回経済的支援に関する検討会に白井弁護士が構成員として出席した。
- 17日 岡村代表幹事は、平山日本弁護士連合会会長の公開討論拒否の回答に対し失望の念を表明した(P13参照)。
- 同日 岡村代表幹事、宮園・松村幹事は民主党へ法律案の制定を求める1246通の要請書を提出した。
- 23日 衆議院法務委員会を岡村代表幹事、松村・内村幹事、宮園セツ・菅谷・糸賀・近藤会員が傍聴した。
- 25日 衆議院法務委員会を松村幹事、高橋・守屋弁護士が傍聴した。
- 28日 岡村代表幹事、宮園・松村・内村幹事、田村会計監査、高橋・米田弁護士が公明党へ法律案の制定を求める1417通の要請書を提出した。
- 29日 岡村代表幹事が衆議院法務委員会に参考人として出席し意見陳述をした。高橋弁護士が随行した。宮園・松村・内村・猪野幹事、田村会計監査、宮園セツ・近藤会員、守屋・中村・米田弁護士が傍聴した。

6月

- 1日 衆議院法務委員会にて法案が可決された。岡村代表幹事、宮園・松村・猪野・内村幹事、田村会計監査、近藤・糸賀会員、京野・土川・高橋・望月・小林・米田弁護士が傍聴した。
- 同日 衆議院本会議にて法案が可決された。岡村代表幹事、宮園・松村・猪野・内村幹事、田村会計監査、近藤・糸賀会員、京野・土川・高橋・望月・小林・米田弁護士が傍聴した。
- 2日 全国矯正展に出展した。
- 5日 林幹事が大阪府警察学校専科教養過程において「犯罪被害当事者から見た被害者支援」として講演した。
- 7日 上智大学にて本村幹事が講演した。
- 12日 総理官邸に安倍晋三総理を訪問し、岡村代表幹事が法律案の制定を求めて陳情した。1443通の要請書を提出した。宮園・松村・内村幹事、田村会計監査、高橋弁護士が同行した。
- 同日 第3回基本計画推進専門委員会等会議に岡村代表幹事が出席した。3つの検討会の中間とりまとめについて話し合われた。
- 14日 自由民主党「司法制度調査会」「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に岡村代表幹事が出席した。高橋・望月弁護士が同行した。
- 19日 岡村代表幹事、宮園・松村・猪野・内村幹事、田村会計監査、諸澤顧問、宮園セツ・鈴木会員、土川・粕谷・後藤・高橋・望月・小林弁護士、小山事務員が参議院法務委員会を傍聴した。
- 同日 林幹事が市町村犯罪被害者等施策担当課長会議

に出席した。

- 20日 参議院本会議にて法案が可決された。岡村代表幹事、松村・宮園・猪野・内村・林・土師幹事、田村会計監査、宮園・鈴木・望月・岡崎会員、京野・高橋弁護士が傍聴した。
- 同日 刑事訴訟法等の一部改正する法律の成立に当たり記者会見をした(P14参照)。

7月

- 5日 岡本真寿美会員が長崎地方検察庁で講演した。
- 9日 村本久子会員が都立桜町高校にて命の尊さを被害者の立場から講演した。
- 14日 第17回経済的支援に関する検討会に白井弁護士が構成員として出席した。
- 19日 林幹事が第1回大阪摂津市犯罪被害者等支援施策検討委員会に出席した。
- 22日 顧問弁護団の弁護士が少年事件被害者よりヒアリングを行った。
- 25日 岡村代表幹事監修、京野・守屋・高橋弁護士著の「犯罪被害者のための新しい刑事司法」が出版された。

8月

- 4日 岡村代表幹事が東京弁護士会にて講演した。
- 20日 林幹事が第2回大阪摂津市犯罪被害者等支援施策検討委員会に出席した。
- 21日 近藤小枝子会員が豊ヶ岡学園にて被害者の視点から講演した。
- 25日 林幹事が堺市女性大学にて講演した。
- 30日 上川陽子議員が内閣府特命担当大臣(少子化対策/男女共同参画)に就任されたお祝いに岡村代表幹事、田村会計監査、鈴木・菅谷会員、後藤・米田弁護士が大臣室を訪問した。

9月

- 4日 岡村代表幹事、白井・守屋・高橋弁護士が補償制度について警察庁から説明を受けた。
- 7日 第11回民間団体の援助に関する検討会に林幹事が構成員として出席した。
- 12日 岡村代表幹事、守屋・高橋・米田弁護士が少年法改正意見書提出に向け法務省を訪問した。
- 13日 林幹事が豊中被害者支援協議会「犯罪被害者当事者から見た被害者支援」にて講演した。
- 14日 第17回経済的支援に関する検討会に白井弁護士が構成員として出席した。補償制度に関する最終とりまとめ案の検討をした。
- 21日 林幹事が第3回大阪摂津市犯罪被害者等支援施策検討委員会に出席した。
- 26日 林幹事がNHK専門研修「放送倫理と人権」にて講演した。
- 28日 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク秋期研修会にて岡村代表幹事が講演した。顧問弁護団が裁判劇「私にも言わせてください」を公演した。

2007年(平成19年)3月29日、犯罪被害者等の権利を守る弁護士の有志一同が、被害者参加制度と損害賠償命令制度が盛り込まれた刑事訴訟法の改正案について賛成するとの声明文を発表されました。賛同した個々の弁護士は全国から集まり、その数は355名にも達しました。

記者会見は、第一東京弁護士会犯罪被害者保護に関する委員会委員長の大澤孝征弁護士が代表で行い、それ以外にも東京弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長、第二東京弁護士会犯罪被害者支援センター運営委員会委員長や横浜弁護士会の関係者も会見され、熱気に包まれていました。

日弁連は、同改正案に反対していますが、弁護士会の中も決して一枚岩でないことが明らかになったと言えるでしょう。大澤弁護士によると、

『多くの弁護士が法案に賛成しており、日弁連の執行部はそのことに耳を傾けて欲しい、26日の呼びかけから3日間でこれだけの人が集まったのだから、もう少し時間があればもっと多くの弁護士が集まったはずだ』

とのことでした。声明文は以下のとおりです。

平成19年3月29日

声 明

犯罪被害者等の権利を守る弁護士有志の会・一同

私たちは、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に賛成します。

理 由

犯罪被害者等は、事件の最大の利害関係人でありながら刑事裁判手続きからは排除され、また、損害賠償請求訴訟を提起するには、多大の費用、労力、時間を要しました。

平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等の刑事手続きへの関与の拡充(18条)及び損害賠償請求と刑事手続きとの有機的関連(12条)を図って犯罪被害者等の権利の保護を図ることにしました。これを受けて策定されたのが、今国会に上程された被害者参加制度と損害賠償命令制度等を含む上記刑事訴訟法等の一部を改正する法律案です。

同法律案の被害者参加制度では、先進国との潮流からは遅れているとはいえ、被害者が、法廷のなかで、検察官と密接なコミュニケーションをとりつつ、厳格な要件のもとに、被告人に対する質問、情状証人の供述の証明力を争うための尋問、事実又は法律の適用についての意見陳述(論告・求刑)などの権限が認められます。これは、「刑事司法は犯罪被害者等のためにもある」とする犯罪被害者等基本計画の精神にも合致し、犯罪被害者等の尊厳を尊重するものであります。被害者参加によって、被告人の権利を害するとの反対論は、参加人の権限が極めて限定されていることから理由がなく、参加は、被害者の負担増大をきたすという反対論は、参加が強制でないことを無視したもので、全く根拠がありません。

また、同法律案の損害賠償命令制度は、一定の故意犯について、刑事判決を言渡した裁判官が、既に取り調べた立証結果を利用して短期間の審理で損害の賠償を命ずる制度で、被害者の負担は大幅に軽減されることになります。被告人からの異議申し立てにより、通常の民事裁判所に移行することとされており、被告人の権利は侵害されません。

その他、性犯罪等の被害者に関する情報の保護、公判記録の閲覧謄写の範囲の拡大も同法律案には含まれています。よって、私たち弁護士は、上記法律案に賛同する次第です。

2007年(平成19年)4月23日、刑事訴訟法等を改正する法律案に反対する平山日本弁護士連合会会長に対し、「あすの会」岡村勲代表幹事は付添人なしの一对一の公開討論を申し込みました。同時に日本弁護士連合会役員および全国の弁護士会会長に対し、公開討論が実現するように協力を依頼しました。

しかしながら同年4月27日、平山日本弁護士連合会会長は、当会の公開討論の申し入れに対し、応じることはできないとの回答をしました。当会が公開討論の必要性を論じ、真摯に申し入れたにもかかわらず、公開討論に応じない理由については一切触れられていませんでした。

こうした平山日本弁護士連合会会長の全く誠意の感じられない態度に対して、岡村勲代表幹事は次のとおり、失望の念を表明しました。

2007年5月17日

日本弁護士連合会
会長 平山正剛 殿

全国犯罪被害者の会(あすの会)
代表幹事 岡村 勲

公開討論の拒否について

当職が4月23日に申し入れた「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」に関する公開討論について、貴殿から本年4月27日付けで、応じない旨のご回答をいただきました。

回答書には、当職が公開討論の必要性を論じているにも拘わらず、拒否する理由には一切触れておられません。

報道によれば、「日弁連が一民間団体と公開討論を行うことは適当ではない」と拒否理由を説明したと、されております。

これが事実とすれば、「民より官を重視する」ことで、在野にあって国民の権利を擁護することを標榜してきた貴会の行動としては、到底納得できるものではありません。

当職は、この法案の成立は「将来に禍根を残す」と断ぜられた貴職が、公開討論を、当職の主張を論破し、禍根を断つ絶好の機会と捉え、欣然として応ぜられるものと信じていただけに、裏切られた気がいたします。

また、日弁連として本法律案に反対する決定をした手続き・経緯について、依然としてご説明もありません。貴職の今回の処置について、失望しました。

2007年(平成19年)6月20日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が国会で可決されました。この法律は、「あすの会」が長年にわたって念願してきた犯罪被害者の権利確立に向けての大きな一歩というべきものです。同法律案の可決を受け、全国犯罪被害者の会(あすの会)岡村勲代表幹事は所感を発表いたしました。以下に全文をご紹介します。

本日、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が国会で可決されました。

この法律は、あすの会が長年主張してきた、犯罪被害者のための刑事司法、訴訟参加、附帯私訴、性犯罪被害者等の法廷での保護、公判記録の閲覧謄写範囲の拡大を認めるもので、まことに喜びに堪えません。

被害者参加は、あすの会案のように、検察官、被害者、被告人の三当事者構造ではありませんが、被害者等が、被害者参加人という地位を得て、法廷で検察官の近くに座り、限定的ではありますが、被告人や情状証人に質問し、最終意見陳述もできるようになりました。

刑事裁判から排除されることによって被ってきた犯罪被害者等の苦しみと司法不信は、相当に軽減されると評価しております。

損害賠償命令は、重大犯罪の故意犯に限られてはいますが、申立費用も低額で、刑事判決言渡しに引き続いて、同一の裁判所が短期間の審理で損害賠償額を決定し、仮執行宣言も付けられるので、現行の民事訴訟に比べ、犯罪被害者等の負担は大きく軽減されることになります。

被害者参加を推進してきた私達は、この制度の適正な運用に責任を持たなければならないと自覚しており、制度の内容と適切な対応の周知に努める所存です。

犯罪被害者等基本法から始まる被害者の尊厳を守る一連の改革は、小泉前総理、安倍総理の強いリーダーシップのもと、政治主導で行われましたが、特に今回の法律は、与党の強い意志により、厳しい審議日程のなか、今国会での成立となりました。厚くお礼申し上げます。

顧みますと、あすの会は、2000年1月23日、「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立」を求めて発足しました。以来、外国への調査団の派遣、署名活動、地方自治体に対する意見書要請などさまざまな活動を行い、犯罪被害者等基本法の制定、犯罪被害者等基本計画の策定、法制審議会での審議にも積極的に参加し、犯罪被害者等のための制度改革に努力して参りました。司法をはじめ、国、社会から見捨てられていた犯罪被害者等が、尊厳を尊重される権利を持つに至ったことを思うと、感慨無量なるものがあります。

あすの会の会員の多くは、すでに裁判も終わり、新しい法制度を利用することはできません。しかし私達は、今後生ずるであろう犯罪被害者等に、私達と同じような苦しみを味わって欲しくないとの一念で、運動してきました。

これからも、犯罪被害者等に対する公費による弁護士代理人の選任をはじめ、残された多くの課題に取り組んで行く所存です。

また、今日まで運動が継続できたのは、国民の皆様からの温かいご支援があったからでございます。心から感謝申し上げますとともに、これからも同様のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

2007年6月20日

全国犯罪被害者の会(あすの会)
代表幹事 岡村 勲

幹事会、関東・関西・九州集会、弁護団会議報告

幹事会報告 第64回(平成19年1月)～第69回(平成19年9月)

第64回 平成19年1月14日(日) 出席者8名

11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」行事の反省が行われました。とくに当会主催の記念大会について意見が多く出されました。法制審議会の経過について、岡村代表幹事、高橋弁護士から説明があり、我々の悲願である訴訟参加・附帯私訴がおそらく認められるであろうとの感想が披露されました。全員の顔にホッとしたというか、感無量の表情が現れました。「あすの会」設立準備のとき、第一の目的がここにあったので、代表者としての責任を果たせそうな段階まで来たことへの安堵の表情が岡村代表幹事にもありました。被害者グループの内閣府紹介サイトに「あすの会」と「関東集会」「関西集会」「九州集会」をそれぞれ掲載してもらうことを決定しました。

第65回 平成19年3月11日(日) 出席者11名

会の主張である「司法参加」が「被害者参加制度」、「付帯私訴」が「損害賠償命令」とリネームされて刑事訴訟法の中に盛り込まれることになりました。その渦中の刑事訴訟法改正案について、どう取り組むかが討議されました。

自民党だけでなく民主党等の関係議員にも法案の主旨、被害者の思いを話し、法案成立に尽力して下さるようお願いすることにしました。その他、内閣府3つの検討会の進捗状況の報告、犯罪被害者の意識と国民の意識のギャップについて、近々内閣府から発表されることが報告されました。

第66回 平成19年4月8日(日) 出席者9名

岡村代表幹事より「刑事訴訟法改正案が3月に閣議決定されましたが、今後の国会での審議は野党の反対にあって、その成立にはなお一層の我々の努力が要求されています」と話がありました。国民、各界に広く「被害者参加制度」、「損害賠償命令制度」を理解していただくために、急遽4月21日に第7回シンポジウムを開催することになり、そのプログラム、会場設営、役割分担等が話し合わせられ責任者が決定されました。内閣府3つの検討会の進捗状況の報告が行われました。

第67回 平成19年6月10日(日) 出席者8名

刑事訴訟法改正案の国会審議が始まり、6月1日に衆議院で可決され、参議院審議がこれからとなっています。参議院法務委員会にも、衆議院と同様会員・支援者多数が傍聴に出かけることを申し合わせました。更に今月の中旬に予想されている参議院本会議採決には、できるだけ多くの幹事が立ち会うことが確認されました。

犯罪被害者に関する国民意識調査の実施結果について、「国民一般は、犯罪被害者等は多様な支援を受けていると考えている人が多いが、犯罪被害者等は、支援を受けることができていないと感じている」等の内閣府からの調査結果が報告されました。

第68回 平成19年8月26日(日) 出席者8名

当会の悲願であった「被害者参加制度」「損害賠償命令制度の創設」が6月20日に参議院でも可決され、この7年間の思いが叶い7月は休会しました。

11月の犯罪被害者週間企画について検討しました。今年「被害者参加制度」「損害賠償命令制度」制定記念大会と銘打って行うことが確認され、その祝賀の宴もかねて行うことも同意されました。11月25日(日)に開催することとし、プログラムとしては、両制度を踏まえた記念講演や人形劇の上演などが検討されました。会場の選定は在京者を中心に行うことになりました。小山スタッフの退職に伴い、事務所の火曜日閉止が決定されました。

第69回 平成19年9月9日(日) 出席者6名

第2回犯罪被害者週間行事のプログラムについて検討しました。「被害者参加制度」「損害賠償命令制度」「経済的支援制度の改訂」を記念するだけではなく、今後の「あすの会」の活動の中心課題になるであろう「少年事件」問題について提起することをプログラムに含めることが望ましいとの意見が検討され採用されました。一方「あすの会」規約についても検討されました。

関東集会報告 第58回(平成19年1月)～第65回(平成19年9月)

第58回 平成19年1月20日(土) 参加者21名(会員14名)

岡村代表幹事が委員を務めている法制審議会刑事法部会での訴訟参加・附帯私訴の審議状況について高橋先生に解説していただきました。訴訟参加の際は、被害者が検察官の隣に座り、裁判長の許可を得て被告人に対する質問をすることができ、被害者が求刑について意見を述べ

ることができるようになります。附帯私訴は刑事判決言い渡しに引き続き、同一の裁判所が短期間の審理で損害賠償を決定します。我々の願いがかなえられる方向になりつつあるという明るい話が聞けました。

テレビ・新聞の報道を基に最近の事件や裁判、今後の集会のあり方について話し合いました。

第59回 平成19年2月17日(土) 参加者35名(会員18名)

今回は、学生8名、マスコミ関係者4名の参加があり、賑々しい集会となりました。

住山会員からの「海外での被害者にも支援を」という話に続き、岡村代表から法制審議会での刑事訴訟法等の一部改正の動きについての説明がされ、高橋弁護士からその逐条を解説していただきました。2月7日の夕刻から、法制審の答申内容が報道されましたが、その内容だけでなく、キャスターが成立に障害となるようなコメントをしたことに会員から不満が述べられました。また、一部新聞社の社説にも被害者の司法参加に否定的な意見が見受けられ、残念であるとの意見が出ました。今は重大な局面でもあることから、マスコミ各社の記者だけでなく論説委員との懇談会を行うなど、マスコミへの対応を積極的に行ってほしいとの希望が出されました。

第60回 平成19年3月17日(土) 参加者17名(会員14名)

岡村代表幹事より、目の前に迫った被害者参加制度と損害賠償命令制度の法案成立に向けての説明をお聞きしました。代表幹事はじめ支援の弁護士の先生方の並々ならぬ努力に頭が下がりました。この法案に反対する方々もいますが、やっとここまで来たという感じで皆一様に安堵の様子でした。

また今から17~8年前、当時、高知学芸高校生の上海鉄道事故補償交渉を我が岡村代表幹事が、国の代表として中国との交渉を任されたときのお話も伺うことができました。「今、自分が被害者になって初めて被害にあった人の、真の悲しみ辛さを知った」とのお言葉を聴き、愛する大事な人を失ったひとりの人間の偽らざる真の心を知り大変感銘を受けました。

第61回 平成19年4月14日(土) 参加者19名(会員11名)

今回は、一週間後の4月21日(土)に開かれる第7回シンポジウムについての説明から始まりました。裁判劇『私にも言わせてください』は脚本、演出、俳優、舞台装置などすべて「あすの会」顧問弁護団の手によるもので、「被害者参加制度・損害賠償命令制度」をわかりやすく劇にしてくださいました。お忙しいお仕事の合間をぬって何回も打ち合わせを行い、夜遅くまで練習を重ねてくださっています。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

劇に続き犯罪被害者問題の第一人者の学者・弁護士によるパネルディスカッション、その後、犯罪被害者等基本法の成立に多大な尽力をしてくださった上川陽子衆議院議員の決意表明が予定されていると報告されました。今国会での法案成立が切に待たれます。

第62回 平成19年5月19日(土) 参加者15名(会員9名)

今回の集会は、4月21日にOAGホールにて実施した第7回シンポジウムの感想を皆様からお聞きしました。顧問弁護団の先生による裁判劇のわかりやすさ、すばらしさに多くの方が感嘆されました。

また、5月1日からの「公的懸賞金制度」についての説明もされました。今回、未解決事件の多い中で5件の事件について公的懸賞金がかけられました。1件につき1回、1年間最高300万円の条件付きの懸賞金ですが、今まで個人で懸賞金をかけて情報を集めていた被害者遺族にとっては助かる制度です。一歩ずつではありますが、犯罪被害者の意見が受け入れられていることを実感しました。

第63回 平成19年6月16日(土) 参加者31名(会員17名)

6月1日の衆議院本会議で可決された「被害者参加制度の法案」について、岡村代表幹事が審議の過程を含めながらわかりやすく解説していただきました。2000年1月23日に東京飯田橋のセントラルプラザで「犯罪被害者の会」が設立され、犯罪被害者の権利確立のための決議をしてから、無我夢中で運動を始めて7年半が経ちました。全国で行った署名運動、2度にわたるヨーロッパ調査団派遣等、「あすの会」の活動があと一歩で実を結び法案成立となります。今は参議院での法案可決が待たれるばかりです。

今回はいつも集会を開いている東京文化会館の会議室がとれませんでした。上智大学の伊藤富士江准教授のご厚意で、大学の15階にある眺めのよい会議室を使わせていただくことができました。ありがとうございました。

第64回 平成19年7月14日(土) 参加者19名(会員13名)

「あすの会」の7年半の念願であった「被害者参加制度・損害賠償命令制度」を含む刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が、衆議院に続き6月20日に参議院本会議でも可決されました。この日は大阪の会員もその瞬間を傍聴しました。会員とボランティアが全国各地で街頭署名活動に力を注ぎ、各自治体へ「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書」提出のお願いに回ったことが思い出されました。顧問弁護団の先生方への感謝の気持ち等々、この日の集会は充実した報告で盛り上がりました。

第65回 平成19年9月15日(土) 参加者23名(会員17名)

議員立法で提出され、制定された「被害者参加制度・損害賠償命令制度」について岡村代表幹事より説明がされました。ある日突然被害に遭ってしまった被害者が、いかにこの制度を知り、どのように利用できるかが今後の課題として残されています。それについては警察庁・検察庁が手引書を作成するなどの対策を考えているようです。新しくできた法制度が広く知られ定着するよう願います。

「第8回全国犯罪被害者の会大会」で取り上げる少年事件について考えました。一番大事なことは「事実を知りたい」ことです。そして被害を受けなかなか立ち直れない多くの少年たちのため、「被害少年保護法」などの必要性等が話し合われました。苦しんでいる将来のある被害少年達のためによりよい制度が作られるよう望みます。

関東集会 次回以降のお知らせ

日時 11月17日(土) 13:00~17:00
12月15日(土) 13:00~17:00

場所 中野区勤労福祉会館
東京都中野区中野2-13-14 TEL.03-3380-6946

会費 1,000円

関西集会報告 第69回(平成19年1月)~第77回(平成19年9月)

第69回 平成19年1月7日(日) 参加者17名(会員16名)

毎日新聞社労働組合より「犯罪被害者報道」をテーマとした勉強会へ参加の依頼があり、3名の会員を選出しました。今まで関西集会では定期的に刑務所見学をしてきましたが、ひととおり回り終えたので今後は支援傍聴のみ続けていくことにしました。

犯罪被害者の公訴参加、附帯私訴について昨年12月の定例集会に引き続き、第4回から第6回法制審議会の資料の読み合わせを行いました。岡村代表幹事ははじめ、審議会に参加されている方々が、いろいろな角度から審議されていることがわかりました。被害者遺族が裁判に参加できるようになることは「あすの会」の活動の目標です。傍聴席に座り、言いたいことも言えずに裁判が終わってしまうことは実に情けなく腹立たしいことです。多くの被害者遺族が望んでいる「被害者が刑事裁判に参加できる制度」が、これからの犯罪被害者のためにも今国会で成立することを期待します。読み合わせにより審議の内容がよく伝わってきました。

第70回 平成19年2月4日(日) 参加者17名(会員16名)

林幹事より毎日新聞社労働組合新組合員研修会での被害者の体験報告の件および被害者の実名報道についての意見交換の報告がありました。朝日、産経、日経、毎日、読売など主要紙の被害者の公訴参加・付帯私訴の報道について意見交換の後、1月11日の法制審議会刑事法部会の報告書を各参加者が分担して読み合わせて理解を深めました。林幹事より民間団体への援助の問題に関する検討会の問題点を聞きました。犯罪被害者週間大阪大会のアンケートについて検討しました。

第71回 平成19年3月4日(日) 参加者7名(会員7名)

現在進行中の会員の裁判における裁判員制度と公判前整理手続きの内容を聞き、これらの制度が被害者側にとってどのようなメリット、デメリットがあるのかを話し合いました。

「あすの会」が目標とする被害者参加制度と附帯私訴を盛り込んだ刑事訴訟法改正案を今国会で成立させるためにはどうすればいいか、会員にできることがあるかどうか議論しました。また、犯罪被害者等基本法の施行にあたり、各市町村レベルではどのように運営されているのかを聞き取り、基本法を実態のあるものにするために今後どう訴えていけばいいのかを検討しました。

最後に「あすの会」会員それぞれの事件の報道をまとめたビデオ上映会をしました。事件のむごさ、無念さに言葉もなく、今後、同じような事件が二度と起こらないように、同じ思

いをする人がひとりでも少なくなるように、法改正など私たちにできることは努力していかなければならないと改めて思いました。

第72回 平成19年4月1日(日) 参加者10名(会員10名)

4月28日(土)、大阪弁護士会において開催される「犯罪被害者と司法を考えるシンポジウム」について対策を協議しました。また、5月12日(土)、大阪歴史博物館において開催予定の「あすの会」主催シンポジウムについて、どう進めていくのか話し合いましたが、その後やはり東京のみでということになり大阪大会は中止となりました。「被害者参加制度・損害賠償命令制度」の勉強会を行いました。

第73回 平成19年5月6日(日) 参加者20名(会員13名)

今回は4月21日に行われた第7回あすの会シンポジウム(東京赤坂・ドイツ文化会館)の様子をビデオで視聴しました。シンポジウムでは実際に立法に携わられた上川陽子議員のこれまでの苦労話が聞けました。岡村代表幹事はこれまでの活動を振り返り、感慨深く話をされ、貴重な話をうかがい知ることができました。犯罪被害者等基本法の成立がいかに偉大なことであるのか、また、我々が要求している訴訟参加と附帯私訴についてより一層意を強くいたしました。

林幹事からは被害者の訴訟参加を含む刑事訴訟法等の改正案の成立までの解説がありました。大阪府の安全なまちづくり推進課(松井氏、植村氏、辻氏)からは、被害者が公営住宅に優先的に入居可能か否か検討中であることや、相談窓口の充実を図る旨の報告がありました。5月1日から警察庁が未解決事件の公費懸賞金制度をスタートさせました。その制度を受ける田川氏より適用までの報告がありました。

第74回 平成19年6月3日(日) 参加者19名(会員14名)

この集会が開かれた2日前、6月1日に「犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が衆議院本会議で可決されました。参議院に送られ、今国会で成立して来年秋にも施行される公算が大きいとのことです(集会開始直後、会員全員で万歳しました!)。しかし、日本弁護士連合会が廃案を求める要望書を衆・参両法務委員長に提出したということもあり、「あすの会」関西集会でも犯罪被害者とその応援団として、今国会での成立を求める要望書を衆・参両法務委員長に送付することになりました。

林幹事の幹事会報告の後、神戸連続児童殺傷事件から10年ということで土師さんを取材した各メディアのビデオを見ました。ご子息のご冥福を心からお祈りするとともに、全員

が土師さんの悔しさ憤りを共有し、次の目標は少年法の改正であるとの思いを新たにしました。

第75回 平成19年7月1日(日) 参加者26名(会員19名)

岡村代表幹事の談話「刑事訴訟法等の一部を改正する法律の成立に当たって」を読みました。

参議院委員会審議のDVD録画を見た後、高橋弁護士から「犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の制度概要について詳しく説明を受けました。積年の努力の成果として一同感激し林幹事、高橋弁護士を中心に万歳斉唱しました。

平成19年度大阪府犯罪被害者等支援社会づくりの事業として、補助金を出す制度に応募し、「あすに生きる」増刷版を各会員の投稿により作成することになりました。8月5日締め切りなので、7月末までに林幹事のところへ原稿を届けることになりました。集会後、目標達成記念夕食会を開催しました。

第76回 平成19年8月5日(日) 参加者22名(会員17名)

8月集会は「テーマなしで語り合おう」と銘打ち、資料も第3回基本計画推進専門会議の議事要旨だけでした。ところが急遽別件で顧問弁護団の後藤・高橋・守屋・望月

弁護士の参加といううれしい誤算があり議論が白熱しました。

「あすの会」の設立目的がほぼ達成したのですが、今後関西集会をどう維持するのか、集会を維持する必要があるのかというテーマも提案され、参加者一人一人がその胸の内を語りました。ここでそのすべてを書きませんが、街頭署名や陳情活動の思い出などが懐かしくなった今の心情、集会があったからいろいろなことに耐えられた、情報源としての必要性、お互いの絆の重要性、といった内容でした。そして、やはりこの集会は被害者にとって必要だという了解事項になりました。「あすの会」の活動の中で、自分の欲ではない、社会のためにやってきたことは皆の誇りになっていると感じた次第です。

第77回 平成19年9月2日(日) 参加者20名(会員16名)

林幹事より幹事会報告等がありました。その中で大阪府より「大阪府犯罪被害者等支援社会づくり活動事業補助金」が交付されたとの報告がありました。「私たちが行政に望むこと」をテーマに集会は進められました。このテーマは今までに何度も取り上げ意見を出し合ってきたので出尽くした感がありますが、「まだ何かありそうに思えたり……」と言った感じで終わりました。

関西集会 次回以降のお知らせ

日時 12月9日(日) 13:00~17:00 場所 クレオ大阪西
大阪市此花区西九条6-1-20 TEL.06-6460-7800 会費 1,000円

九州集会報告 第26回(平成19年1月)~第30回(平成19年9月)

第26回 平成19年1月28日(日) 参加者10名(会員6名)

第27回 平成19年3月25日(日) 参加者22名(会員9名)

第28回 平成19年5月27日(日) 参加者16名(会員6名)

第29回 平成19年7月22日(日) 参加者11名(会員8名)

第30回 平成19年9月23日(日) 参加者10名(会員6名)

九州集会もいつの間にか30回を重ねました。

平成14年2月17日に関西の林幹事を迎えて開いたのが1回目の会合でした。わずかな会員でのスタートでした。初期は会場が定まらないことから連絡が円滑に流れず、風前の灯火でした。しかし閉ざすことなく、何とか集会を開くことだけは続けました。回を追うごとに徐々に会員が集まりだし安堵しました。

「あすの会」が全国的に展開した街頭署名活動を、九州では平成15年2月、福岡の博多駅前を皮切りに九州圏内で展開しました。この頃になると、九州圏内であっても交通費がかさむことや、その他の問題で、

九州集会の開催について隔月奇数月の第4日曜の午後、場所も福岡の中心地と定着させ、ようやく安定した集会を開くことができるようになりました。現在では福岡高等検察庁の検事や事務官、弁護士、九州圏内の被害者支援センター職員、報道機関等、理解ある方々が協力してくださるようになりました。

最近のトピックとしては、佐賀の支援団体VOISSの主導の下で犯罪被害者の遺族で作る自助グループが集まる「心の内を語り合う交流会」が、被害者だけの交流会を九州ではじめて開催しました。九州集会は実行委員として参加し、当日は九州各地、関西、関東からも参加者があり、70数名の参加がありました。

九州集会を支えている会員、支援者の方々にお礼申し上げます。今後も九州集会への支援とご協力をよろしくお願いいたします。

九州集会 次回以降のお知らせ

日時 1月27日(日) 13:00~17:00 場所 福岡県農国会館
福岡市中央区今泉1-13-19 TEL.092-761-6560 会費 1,000円

弁護団会議報告 第21回(平成19年1月)～第37回(平成19年9月)

第21回 平成19年1月16日(火) 参加者10名

まず法制審議会に参加をしている先生方より報告がなされました。法制審議会において「犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することができる制度」(当会では「公訴参加」と呼んでいます)として話し合われていた制度が、いよいよ現実化することに決まり、その制度の名称は「被害者参加制度」となったとのことでした。

それ以外にも被害者の方々に対する経済的な補償が十分になされるように、そのための新たな制度を設立するための話し合いを行いました。この制度に関しては、もちろん理念も重要であるため、理念についての話し合いもしておりますが、同時にこの制度が経済的な支出を伴うものであるため、具体化する上では、財源の検討も必要不可欠なところ、そのための検討を行いました。現在、新たに創設する制度の内容、そのために必要となる金額及び財源をどのようにすべきかという検討をしております。

第22回 平成19年1月24日(水) 参加者12名

当日行われる第11回内閣府での経済的支援に関する検討会に向け、「あすの会」として提案する補償制度案の内容を検討しました。

各弁護士が相談を受けた事例をもとに医療費や介護費、カウンセリング費など、実際に必要となる金額の計算をしました。また、諸外国の補償制度と日本の犯給法とを比較し、犯給法の支給がいかに微々たるものであるかを再確認しました。

第23回 平成19年2月4日(日) 参加者5名

内閣府の経済的支援に関する検討会において「あすの会」として提案している補償制度案の再検討とともに、同じ検討会で提出された別案の検討を行いました。支給額については交通事故における政府保障事業制度を参考にしながら検討を行いました。

第24回 平成19年2月5日(月) 参加者12名

この日は犯罪の被害に遭われたの方々に対して十分な経済的補償がなされるように、そのための制度をどのようにすべきか、どうすれば具体化ができるかということについて話し合いました。

当会では、被害者の方々に対して十分な経済的補償がなされるためには、どのような内容の制度が必要であるかということについて従前より話し合いをしております。

あわせて具体的な支給額を踏まえ、経済的なことについての話もしておりますが、現在、現実的に新たな制度の創設を検討する上で、支給されることとなる合計金額およびそのための財源をどのようにするかという事情が大きな問題とされているため、この点に重きを置いた話し合いを行いました。

第25回 平成19年2月12日(祝) 参加者12名

今までの弁護団会議において、犯罪被害者の方々のためには、どのような内容の新たな経済的保障制度が設けられるべきかということが話し合われておりましたが、今回は、少しでもよい新たな経済的補償の制度が実際に設けられるためには、どうすればよいかという点に重きを置いた話し合いが行われました。

多くの国民や議員に対して、犯罪に巻き込まれてしまった被害者の生活が経済的にかなり厳しい状況となる場合があることをわかりやすく説明できるよう、実際に被害に遭われたある方の生活状況の変貌と必要となった経済的負担などについてまとめました。

また、経済的補償に関しては、お金がかかるということが難点であることから、実際にどの程度のお金が必要となるのかについてのシミュレーションを行い、それにより必要となる金額については、国民一人当たりの負担額として算定した場合、諸外国と比べてかなり低いものとなることなど、過度な負担を国家財政にさせるものではないということを説明できるよう資料にまとめました。

第26回 平成19年3月1日(木) 参加者7名

Q&Aについて検討しました。

第27回 平成19年3月19日(月) 参加者15名

新たに設けられる「被害者参加制度・損害賠償制度」を多くの方々に理解してもらえるように、当会において「Q&A」の冊子を新たに作ることにしましたが、その内容が確定しました。上記の制度のうち被害者が刑事裁判に参加するという「被害者参加制度」については、現在、反対の声も上がってきているため、当会としては今国会での成立がきちんとなされるように、署名活動や議員の方との意見交換を行うことなどについて話し合いました。

また、被害者が参加した刑事裁判とは、実際にどのようなものになるのか、わかりやすく多くの方に理解して頂けるように、「模擬裁判」を行うということについて話し合いました。

第28回 平成19年3月29日(木) 参加者9名

本で行われた「被害者の権利を守る有志の会」(端的に言えば、被害者参加制度および損害賠償命令制度を認める刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に賛同する弁護士による会です)の記者会見の様子が報告されました。

また、東京都と大阪府で行うことが予定されている「被害者参加制度・損害賠償制度を想定した模擬裁判とシンポジウム」の開催に向けた話し合いを行いました。模擬裁判については、その内容と配役について十分に検討をし、具体的なシナリオの作成も開始され、並行して会場の選択および当日の設営についての打ち合わせも行われました。

シンポジウムについてもその内容の検討が行われ、とくにパネルディスカッションに関しては、パネリストの選択及び内容について話し合いを行いました。

それ以外にも本日は、法案の制定に向けて、政治的にはどのようにすべきか、犯罪被害者を支援するための他の組織とどのように協力し合うべきかなどの話し合いも行われました。

第29回 平成19年4月5日(木) 参加者9名

前回話し合った、東京都と大阪府で行うことが予定されている「被害者参加制度・損害賠償命令制度を想定した模擬裁判」の練習が行われました。シナリオの読み合わせを行い、時間配分を検討し、また、内容面についても今までの刑事裁判における問題点が、法律の改正により改善されるということをよりわかりやすく伝えられるように修正を行いました。また、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の制定に向けて、支援ネットとどのように協力し合っていくべきかという話し合いを行いました。

第30回 平成19年4月10日(火) 参加者15名

弁護士有志による「被害者参加制度」裁判劇のシナリオについて再検討しました。日弁連新聞企画の対談記事について諸否の討議が行われました。対談は断ることにしました。

第31回 平成19年4月18日(水) 参加者15名

裁判劇練習。

第32回 平成19年4月20日(金) 参加者15名

裁判劇練習。

第33回 平成19年5月16日(水) 参加者14名

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の成立に向けて、各党へ働きかけるための要請文へ署名してもらえるように全国の弁護士への依頼方法を話し合いました。

第34回 平成19年7月11日(水) 参加者11名

2000年少年法5年後の見直しについて検討しました。守屋弁護士、土師幹事を中心に取り組んでいくことになりました。

第35回 平成19年8月8日(水) 参加者11名

今回の会議では主に、2000年に改正された少年法の見直しにあたり、少年事件の被害者の権利拡充を実現するために少年法の要綱案について議論しました。

まず要綱案における個別の制度設計として、少年による重大事件の被害者の少年審判への出席や、少年事件の被害者の記録の閲覧・謄写権の拡充、公費による代理人制度の創設を求めること等について検討しました。そしてこれらの制度を実現するためにも、少年審判の目的に被害者の尊厳を盛り込むことを話し合いました。次回の弁護団会議までに改正少年法要綱案の要約を作成し、より効果的な検討をすることが予定されています。

上記以外の議題としては、次回の犯罪被害者週間のシンポジウムの内容をどのようなものにすべきかについてアイデアを出し合いました。ただ、なかなか結論にはいたらず、次回以降の課題として持ち越されました。

第36回 平成19年8月27日(月) 参加者11名

2000年少年法5年後の見直しについて検討しました。

第37回 平成19年9月20日(木) 参加者8名

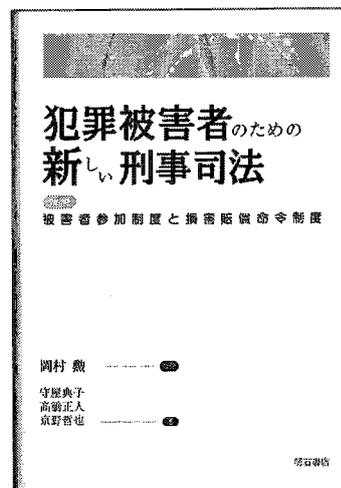
9月28日に全国被害者支援ネットワーク秋期研修会にて公演する裁判劇練習。

新刊紹介

犯罪被害者のための新しい刑事司法 解説 被害者参加と損害賠償命令制度

監修 岡村 勲／著 守屋典子、高橋正人、京野哲也
明石書店／定価2,730円(税込み)

本年6月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(被害者参加制度・損害賠償命令制度を含む)が成立しました。本書は、法律の詳細な解説に留まらず、諸外国の制度、法案成立の背景、内閣府における検討会・法制新議会の審議状況、法案への批判や課題など、この新しい法律を多角的な視点で取り上げています。新しい法律の理解のためだけでなく、犯罪被害者の尊厳を考える上で参考になる一冊です。



会員の声

「被害者参加制度」に喜び

林 友平

はじめに、私の娘の事件と裁判の経過を簡単に記しておきます。

平成10年2月19日午後4時30分頃、東大阪市内のカラオケボックスでアルバイトをしていた私の娘が、勤務中に刃物で数カ所刺されて命を無くしました。19歳と4ヶ月の命でした。犯人はレジの中から4万円そこそこを奪って逃走しました。40日後の3月31日、別の事件で現行犯逮捕された43歳の無職の男が、取調中に犯行を自供し再逮捕されました。

逮捕されて70日後の6月9日に大阪地裁で初公判が始まりました。犯人と思われる被告人は自供を覆して「やっていません。連れの友達がやりました」と言い出しましたが最後には自供したということです。裁判も回を重ねて行くど検察官、被告人、被告弁護士との三者のやりとりで、被告人が“嘘”をついていることがハッキリと分かりました。傍聴席に座っている私は、被告人に対する検察官の質問に歯がゆくイライラすることがあり、立ち上がって叫びたくなりましたが、被害者遺族には許されないことでただ傍聴席に座っていることしかできませんでした。

初公判から1年と6ヶ月たった14回目に地裁の判決では無期懲役が言い渡されました。年が明けて平成12年1月27日、被告人の控訴申し立ての通知が届き9ヶ月後の10月11日大阪高裁で控訴審の1回目の公判が始まりました。そして平成13年4月11日、4回目の控訴審で控訴棄却の無期懲役が言い渡されました。2年6ヶ月間に計18回の裁判がありました。

今年の1月31日の朝刊に、各社新聞（見出しは異なる）がトップで取り上げた「刑事裁判に被害者参加制度」に驚きの眼で紙面の活字を追いました。犯罪被害者等の刑事手続き参加等を求める署名活動から4年目にして実現するのかと、喜びが抑えきれない気持ちになりました。傍聴席で言いたいことも言えなかったことが言えること、損害賠償請求もできること、しかも同じ裁判官でできることは、これからの被害者にとって大きな救いであると同時に、日本の裁判が変わって行くのです。

私達（犯罪被害者）の眼の届かないところで、これらの問題に取り組んでこられた皆様方には「ご苦勞様でした」と、ここに感謝申し上げます。

地区集会に参加してみませんか

菅谷 恵美子

会員の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。月一回のそれぞれの地区での集会に出席されていますか。いろいろのご事情で出席できない会員の方も多いことと思いますが、どうでしょうか、年に1～2回でも出席して現状を把握するのもいいでしょうし、同じ悲しみ、苦しみを共有できる仲間に話を聞いてもらうことで、心が少し楽になるかもしれません。私は娘（会員）と一緒に時間の許す限り出席して

おります。先生方のお話、また会員のそれぞれのお話から、お互いに元気と勇気をもらい集会の終わりには、今日は出席してよかったという思いです。その後の懇親会も楽しいですよ。ざっくばらんな話の中から、人間として何も気負うことなく本音で話ができる同志がそばにいるのはとても心強いことです。ぜひ一度、出席してみてください。心の病から立ち直り胸を張って前を向いて歩いていきませんか。

短信 上川陽子衆議院議員が特命担当大臣に再任されました

私たち犯罪被害者のために一方ならぬご尽力をいただいた上川陽子議員が福田内閣においても前安倍内閣に引き続き内閣府特命担当大臣（少子化対策/男女共同参画担当）に再任されました。とても喜ばしいことです。上川議員は「21世紀は

生命（いのち）の時代」をテーマに取り組んでいらっしゃいましたが、これからも日本の国をしっかり見据えながら取り組んでくださるとのお言葉をいただいております。

短信 事務局より

事務局で6年間、「あすの会」のためにご尽力くださった小山美希さんが7月いっぱい退職されました。小山さんは大学卒業後すぐに、「あすの会」の仕事を引き受けてくださいました。専門的な言葉が並ぶ文書を、六法全書を片手に確認、訂正作業を夜遅くまでしてくださったり、2度のヨーロッパ調査ではスムーズに調査ができるよう細かい点に気を配って同行して下さるなど大

変有能に働いてくださいました。被害者参加制度、損害賠償命令制度の成立に向けた運動は小山さんがいなくてはできなかったことでしょう。「あすの会」としては非常に残念ですが、今後は小山さんの幸せを祈念して新たな旅立ちを応援させていただきたいと思います。

事件覚書(平成19年[2007年]1月~9月)

1月	5日朝	渋谷区の短大生切断 妹の遺体切断容疑で21歳予備校生を逮捕 殺害も供述
	10日朝	横浜・女性会社員殺害：娘殺害の被告に損賠提訴
	11日朝	東京・男性切断遺体：新宿・渋谷に遺棄容疑、妻逮捕「自宅で殴り殺害」
	11日朝	千葉・未解決事件の情報提供を 千葉北署と東署などで呼びかけ
	12日夕	長野・愛知連続殺人 控訴取り下げ 西本被告、死刑確定
	(17日)	大阪・八尾で殺人未遂 歩道橋から3歳投げる「仕事面白くない」41歳男を逮捕
2月	18日夕	愛知・岡崎のホームレス連続襲撃：中2、強盗殺人容疑で家裁に送致
	(23日)	京都・宇治の小6刺殺 元塾講師に無期求刑
	24日夕	京都・長岡京の主婦殺害 25歳のおい逮捕
3月	(15日)	オウム：松本死刑囚の弁護士、日弁連は処分せず 東京高裁反発、懲戒請求へ
	17日朝	埼玉・川口の園児死傷事故：遺族が意見陳述「事故ではなく殺人」 第二回公判
	(6日)	京都・宇治 女児殺害の学習塾元講師に懲役18年 京都地裁判決
	8日夕	福岡一家殺害、2審も死刑 魏被告の控訴棄却 福岡高裁
	10日朝	袴田事件で元裁判官が再審請求支援
	(8日付)	宇都宮・宝石店6人焼殺 篠沢被告の死刑確定 死刑確定者は100人に
	16日朝	仙台・青葉区のトラック暴走：被告に懲役28年 仙台地裁判決
	16日夕	埼玉・川口の園児死傷事故：男に業務上過失致死で懲役5年判決 さいたま地裁
	(22日)	マブチモーター会長宅放火殺人：小田島被告に死刑 地裁判決
	23日夕	ドン・キホーテ放火で無期判決 「酌量余地ない」さいたま地裁
(23日)	富山・長野連続誘拐殺人 宮崎知子死刑囚の再審請求を棄却 富山地裁	
28日朝	青森・弘前の武富士強殺放火 死刑確定へ 最高裁	
30日夕	名古屋刑務所受刑者死傷 副看守長ら4人有罪「懲らしめる目的」名古屋地裁判決	
4月	14日朝	東京・品川区の女性刺殺：殺人罪で2年逃亡の女起訴
	18日朝	伊藤一長・長崎市長が長崎駅前で撃たれる
	20日朝	東京・池袋の通り魔：死刑確定へ 8人殺傷「極めて悪質」 上告棄却
	26日夕	埼玉・熊谷の拉致殺傷：29歳元組員に死刑「酌量の余地なし」さいたま地裁
5月	1日夕	ルーシーさん事件で無罪は不当 準婦女暴行致死 検察が控訴
	4日朝	北海道・岩見沢の通り魔：背中ひと突き 容疑者、たまたま見かけ襲う
	6日朝	大阪・エキスポランドでコースター事故：脱線し1人死亡、19人が重軽傷
	(14日)	横浜・そば店主刺殺：被告に懲役10年 横浜地裁判決
	15日夕	福島・会津若松で殺人：「母殺した」高3逮捕 頭部持ち自首
	18日朝	愛知・長久手町で立てこもり：男発砲、2警官死傷 家族2人も負傷 女性人質に
	22日夕	東大阪の集団暴行：主導22歳に死刑 大阪地裁判決「犯行むごすぎる」
	23日夕	山形・飯豊町の父子殺害：3人殺傷被告に無期 地裁判決「性的暴行が影響」
5月	前橋のスナック4人射殺：組会長に死刑求刑 東京地裁論告	
	24日	山口・光市の母子殺害 差し戻し審、「18歳」の死刑焦点

日付欄で夕は夕刊、朝は朝刊に掲載。()は発生日、カッコのないものは発生日不明

6月	2日朝	大阪・浪速区の姉妹殺害 被告の死刑確定
	(1日)	東大阪の集団暴行：33歳被告に懲役17年 大阪地裁判決
	14日	東京・渋谷区松濤のスパ「シエスパ」で爆発 3人死亡 くみ上げ施設全壊
	21日夕	福岡・車転落3児死亡：今林大被告、保釈へ 保釈保証金300万円で
	26日朝	事故死児童写真・無断掲載 元小学校教諭の渡辺敏郎被告（34）に2年6月求刑
	28日夕	東京・世田谷の女性殺害：元同僚に無期判決 地裁「改悛の情ない」
29日朝	青森・八戸の母子4人殺害：父、職質後に自殺 未明に強盗未遂	
7月	2日夕	東京・大田区の78歳殺害：ヘルパーに無期 地裁判決
	3日朝	北九州連続監禁殺人：松永太（46）緒方純子（45）両被告が無罪主張 二審結審
	4日夕	東京・渋谷の女子大生誘拐：2被告に無期判決「親心につけ込み卑劣」 地裁
	5日夕	事故死児童写真無断掲載：元教諭に有罪判決 保護観察付き執行猶予 東京地裁
	6日朝	神奈川・横須賀の2女性刺傷：19歳米兵、殺人未遂容疑で逮捕
	16日	新潟県中越沖地震
	18日朝	東京・連続女性監禁：女性4人監禁の被告に15年求刑 地裁公判
	(19日夕)	横浜・車暴走 懲役16年支持 危険運転に実刑 東京高裁判決
	(20日)	地下鉄サリン事件：横山被告、死刑確定へ 最高裁が上告棄却 散布役で初
	25日朝	埼玉・川口の園児死傷事故：遺族7人、損害提訴 オウム裁判：中川智正被告が東京高裁死刑判決を不服として上告 山口・光市の母子殺害：強姦目的改めて否認 元少年の被告人質問 差し戻し審
(18日付)	埼玉・熊谷の拉致殺傷：被告が控訴取り下げ、死刑判決が確定	
8月	21日夕	東京・国分寺で拳銃自殺：巡査長がアパートで 知人？女性も死亡
	22日朝	山口・上関町の祖父殺害：高1の孫逮捕、容疑認める 東京・秋葉原で万引き
	25日朝	仙台・女性殺害：死体遺棄容疑で元同僚の女逮捕
	26日朝	死体遺棄：男が供述「女性を拉致、殺害」岐阜の山林に遺体 愛知県警捜査
	27日朝	愛知・女性拉致殺害：3人を逮捕 犯罪サイトで仲間金目的「弱い女性狙った」
	28日朝	安倍改造内閣発足 上川陽子議員が少子化、男女共同参画担当大臣に
9月	3日朝	東京・石神井公園で3歳児ら池に落とす 殺人未遂で男逮捕
	12日夕	安倍首相退陣
	12日夕	秋田連続児童殺害事件初公判 畠山鈴香被告長女への殺意否認 秋田地裁
	14日夕	大阪市の法律事務所女性事務員強殺した容疑でトラブルになっていた男逮捕
	15日夕	北海道・蘭越市の工事現場に女性遺体 近くに女兒
	18日夕	京都・京田辺市で父の警官殺害 16歳娘を殺人容疑で逮捕
	18日夕	滋賀の2園児刺殺 鄭被告に死刑求刑 大津地裁
	19日夕	山口・光市 母子殺害差し戻し審 第9回公判 弁護側の被告人質問
	19日朝	東京・江東区で同居女性殺害事件 メモ残し姿消した同居男が近くマンションで自殺
	20日夕	山口・光市 母子殺害差し戻し審 第10回公判 遺族が意見陳述
	24日朝	長野で中3次男斧で父を切り殺人未遂容疑で逮捕
	26日朝	福田内閣始動
27日朝	北九州市監禁・連続殺人事件控訴審判決 緒方被告は無期に減刑 松永被告は死刑 福岡高裁	
28日夕	水戸、宇都宮5人殺傷 上告棄却 死刑確定 最高裁	

運営の基本

【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

三井住友銀行 丸の内支店
(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店
(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に
私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピーの送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM 1：00～4：00

電話：03-5319-1773

おねがい

ニュース・レターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

編集後記

猛暑も終わり、遅ればせながら金木犀が香る季節となりました。

ニュース・レターは、6月に刑訴法改正の号外を発行しましたが、今年1月からの活動報告がされていませんでした。本年に入り、「被害者参加制度」等法制化の動きが活発になり山を迎え、事務局も慌しくなりニュース・レターまで手が廻りませんでした。発行が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

間もなく2回目の犯罪被害者週間を迎え、当会の記念行事が行われます。今までの実績に満足することなく、今後も必要な事案につき我々のメッセージを発信する場にしたいものです。